公 示 第 ８ ４ 号

最終改正（公 示 第 １ ８ ６ 号
令和８年１０月２８日）

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について

関税法第２４条第１項の規定による名古屋港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定する。

昭和３５年７月１４日

名古屋税関長　　羽 柴　忠 雄

記

１．本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外　国　往　来　船	交　通　経　由　場　所
(1) ガーデンふ頭１号から３号までの岸壁及びＨ３東陽桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁及び桟橋
(2) 大手ふ頭１１号及び１２号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(3) 稲永ふ頭１５号及び１６号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(4) 稲永ふ頭１７号、１８号及び２２号から２５号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) 潮凪ふ頭２７号から２９号まで及び３３号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 潮凪ふ頭３１号及び３２号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(7) 空見ふ頭ＳＣ鉄鋼ふ頭及びＳ１岡谷ふ頭の各岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(8) 空見ふ頭Ｓ２栃木合同輸送及びＳ５東邦瓦斯空見の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(9) 空見ふ頭５０号及び５１号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(10) 空見ふ頭７０号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(11) 空見ふ頭Ｖ１岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(12) 金城ふ頭５２号から５９号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(13) 金城ふ頭６０号から６２号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14) 金城ふ頭７２号から７５号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート

外　国　往　来　船	交　通　経　由　場　所
(15)金城ふ頭７６号から８１号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(16)金城ふ頭８２号から８５号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(17)飛島ふ頭９０号から９２号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(18)飛島ふ頭Ｒ１号からＲ３号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(19)飛島ふ頭９３号及び９４号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(20)飛島ふ頭９８号及び９９号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(21)飛島ふ頭Ｕ１及びＵ２の王子製紙桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(22)飛島ふ頭ＴＳ１号及びＴＳ２号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(23)飛島ふ頭Ｕ５石油３社共同桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(24)弥富ふ頭８８号及び８９号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(25)弥富ふ頭６号及び７号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(26)弥富ふ頭Ｎ１及びＮ２の由良桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる桟橋に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(27)鍋田ふ頭Ｔ１号からＴ３号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(28)木場金岡ふ頭Ｐ５東晃鋼業岸壁にけい留する船舶	東晃鋼業㈱正門守衛室前通路
(29)大江ふ頭３８号及び３９号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(30)昭和ふ頭４０号及び４１号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(31)昭和ふ頭Ｅ１宇部セメント桟橋東亜合成桟橋及びＥ５東亜合成南側第２桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(32) 船見ふ頭Ｅ２及びＥ３の日通伊勢湾桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(33)船見ふ頭４３号から４８号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(34)潮見ふ頭Ｑ３上組桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(35)潮見ふ頭Ｂ６宝石油、Ｂ８サンラックス油槽所、ＢＥセントラルタンクターミナル、ＢＧ兼松油槽、ＢＩ、ＢＫ伊藤忠、ＢＬ、ＢＶ丸紅石油及びＢＷ丸中興産の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(36)潮見ふ頭ＢＨ及びＢＨ２の日清オイリオグループ桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(37)新宝ふ頭Ｃ５トヨタ桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(38)新宝ふ頭Ｃ４ＡからＣ４Ｃまでの東レ岸壁にけい留する船舶	東レ㈱東海工場正門防災センター受付前通路
(39)新宝ふ頭Ｉ３トヨタ岸壁並びにＩ２、Ｉ５及びＩ６のトヨタ桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁及び桟橋

外　国　往　来　船	交　通　経　由　場　所
(40)新宝ふ頭Ｉ４豊田スチール桟橋にけい留する船舶	豊田スチールセンター㈱正門警備室前通路
(41)東海元浜ふ頭Ｆ２からＦ８までの新日鐵住金製品、Ｆ９新日鐵住金雑原、Ｆ１０新日鐵住金重油、Ｆ１１からＦ１４までの新日鐵住金原料、Ｆ１５新日鐵住金の各岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(42)横須賀ふ頭８６号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(43)北浜ふ頭８７号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(44)北浜ふ頭Ｇ２オオノ開發桟橋及びＧ３ＩＨＩ愛知桟橋にけい留する船舶	オオノ開發㈱知多事業所通用門詰所前通路
(45)北浜ふ頭Ｇ１日清製粉、ＪＳ全農サイロ、ＪＴ東洋グレンターミナル及びＪ５知多埠頭の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(46) 北浜ふ頭Ｊ７からＪ９まで及びＪ１６からＪ１９までの出光桟橋にけい留する船舶	出光興産㈱愛知事業所北浜地区通用門詰所前通路
(47) 南浜ふ頭Ｋ１からＫ４までの出光知多第１、Ｋ５出光知多第２、Ｋ１２からＫ１５までの出光知多第４、Ｋ１６からＫ１９までの出光知多第５の各桟橋、並びにＫ７からＫ１１までの出光知多岸壁にけい留する船舶	出光興産㈱愛知事業所通用門詰所前通路
(48)南浜ふ頭Ｌ１三社共同及びＬ２知多ＬＮＧ第２の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(49)上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	ガーデンふ頭のうち西側のふ頭東側波除堤の北側先端から同波除堤の北側付根、同西側のふ頭東側付根、ガーデンふ頭のうち東側のふ頭西側付根及び同東側のふ頭西側付根から接水線に沿って南の方向に引いた線上の６９ｍの地点に至る接水線

２．貨物の積卸場所

場所の名称	所　在　地	備　　考
(1)ガーデンふ頭 １号から３号までの岸壁	名古屋市港区港町 108 番	
(2)大江ふ頭 ３８号及び３９号岸壁	名古屋市港区大江町２番	
(3)稲永ふ頭 １５号から１８号までの岸壁、 ２２号から２５号までの岸壁	名古屋市港区潮凪町６５番地先、 ６７番及び７７番地先	
(4)金城ふ頭 ５２号から６２号までの岸壁、 ７２号から８５号までの岸壁	名古屋市港区金城ふ頭一丁目、 二丁目及び三丁目	
(5)東海元浜ふ頭 Ｆ２からＦ８までの新日鐵住金製品、Ｆ９新日鐵住金雑原、Ｆ１０新日鐵住金重油、Ｆ１１からＦ１４までの新日鐵住金原料、ＦＣ及びＦ１５新日鐵住金の各岸壁	東海市東海町五丁目３番地及び１０番地	
(6)飛島ふ頭 ９０号から９４号までの岸壁、 Ｒ１号からＲ３号までの岸壁、 ＴＳ１号及びＴＳ２号岸壁並びに９０号岸壁北側物揚場の接水線	海部郡飛島村東浜二丁目及び 三丁目	
(7)弥富ふ頭 ６号及び７号岸壁	弥富市楠三丁目３１番地先	
(8)鍋田ふ頭 Ｔ１号からＴ３号までの岸壁	弥富市富浜四丁目地先及び五丁目地先	
(9)ガーデンふ頭のうち西側のふ頭東側波除堤の北側先端から同波除堤の北側付根、同西側のふ頭東側付根、ガーデンふ頭のうち東側のふ頭西側付根から接水線に沿って南の方向に引いた線上の６９ｍの地点に至る接水線及び飛島ふ頭第３浮桟橋	名古屋市港区港町１０８番、 １０９番１及び１０９番１地先 海部郡飛島村西浜２８番地先	船用品、携帯品及び別託送品に限る。
(10)ガーデンふ頭 Ｈ３東陽桟橋	名古屋市入船一丁目１番１１号地先	
(11)大手ふ頭 １１号及び１２号岸壁	名古屋市港区築地町１６番	
(12)昭和ふ頭 Ｅ１宇部セメント桟橋東亜合成桟橋	名古屋市港区昭和町３番	
(13)船見ふ頭 Ｅ２及びＥ３の日通伊勢湾桟橋並びに４３号から４８号までの岸壁	名古屋市港区潮見町４１番地先 及び船見町５８番	

場所の名称	所　在　地	備　　考
(14)潮見ふ頭 Ｂ６宝石油、Ｂ８サンラックス油槽所、ＢＥセントラルタンクターミナル、ＢＧ兼松油槽、ＢＨ及びＢＨ２日清オイリオグループ、ＢＩ、ＢＫ伊藤忠、ＢＬ、ＢＷ丸中興産及びＱ３上組の各桟橋	名古屋市港区潮見町８番地先、１１番１地先、３７番７地先、３７番１２地先、３７番１５、３７番１６地先、３７番２３地先、３７番３１地先、３７番７８地先、及び４３番１地先	
(15)潮凪ふ頭 ２７号から２９号までの岸壁、３１号から３３号までの岸壁	名古屋市港区潮凪町７４番及び７５番	
(16)空見ふ頭 ５０号、５１号、７０号、Ｖ１及びＳ１岡谷ふ頭の各岸壁並びにＳ２栃木合同輸送、Ｓ５東邦瓦斯空見の各桟橋	名古屋市港区空見町２７番、２８番地先、３１番、３４番、３７番１、４０－２及び４１番	
(17)飛島ふ頭 ９８号及び９９号岸壁並びにＵ１及びＵ２の王子製紙、Ｕ５丸紅エネックスの各桟橋	海部郡飛島村西浜２７番地、２８番及び東浜三丁目３番地	
(18)弥富ふ頭 ８８号及び８９号岸壁並びにＮ１からＮ３までの由良桟橋	弥富市楠三丁目１９番地地先	
(19)木場金岡ふ頭 Ｐ５東晃鋼業岸壁	海部郡飛島村金岡１２番地	
(20)新宝ふ頭 Ｉ３トヨタ岸壁並びにＣ４ＡからＣ４Ｃまでの東レ桟橋、Ｃ５トヨタ桟橋、Ｉ４豊田スチール桟橋、Ｉ２、Ｉ５及びＩ６のトヨタ桟橋	東海市新宝町３０番３地先、３１番地、３３番地の３及び３３番地の４	
(21)東海元浜ふ頭 Ｄ１及びＤ２大同特殊鋼岸壁	東海市元浜町３９番地	
(22)北浜ふ頭 Ｇ１日清製粉、Ｇ２オオノ開發、Ｇ３及びＧ４のＩＨＩ愛知、Ｊ４及びＪ５の知多埠頭、Ｊ７からＪ９まで及びＪ１６からＪ１９までの出光、ＪＮ日清製粉、ＪＳ及びＪＳ２の全農サイロ、ＪＴ東洋グレンターミナルの各桟橋並びに８７号、Ｊ２中電知多火力の各岸壁	知多市北浜町９番１、１１番の１、１２番地、１４番地の９、１６番地、２３番地、２４番地の６、２５番地	
(23)南浜ふ頭 Ｋ１からＫ４までの出光知多第１、Ｋ５出光第２、Ｋ１２からＫ１５までの出光知多第４、Ｋ１６からＫ１９までの出光知多第５、Ｌ１三社共同及びＬ２知多ＬＮＧ第２の各桟橋、並びにＫ７からＫ１１までの出光知多岸壁	知多市南浜町１１番地、２７番地の１	

場所の名称	所　在　地	備　　考
(24)潮凪ふ頭のうち丸菱商事桟橋の北西端から接水線に沿って南の方向に引いた線上の２７メートルの地点に至る接水線	名古屋市港区潮凪町６１地先	